

平成28年3月定例教育委員会 会議次第

開催日時：平成28年3月29日（火）9時から
会 場：臼杵序舎 301会議室

1 開 会

2 教育長報告

3 協議事項

- | | |
|--------|------------------------------------|
| 報告第 2号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 第 5号議案 | 平成28年度臼杵市学校教育指導方針を定めることについて |
| 第 6号議案 | 平成28年度臼杵市社会教育基本方針を定めることについて |
| 第 7号議案 | 教育委員会事務局の人事異動について |
| 第 8号議案 | 臼杵市史料調査委員会要綱の廃止について |
| 第 9号議案 | 臼杵市教育委員会事務局組織規則の一部改正について |
| 第10号議案 | 臼杵市教育長に対する事務委任規則の一部改正について |
| 第11号議案 | 臼杵市立学校管理規則の一部改正について |
| 第12号議案 | 臼杵市立学校支援センター組織運営規程の一部改正について |
| 第13号議案 | 臼杵市立学校職員服務規程の一部改正について |
| 第14号議案 | 臼杵市立学校遠距離通学児童生徒通学支援に関する規則の一部改正について |
| 第15号議案 | 臼杵市立学校における学校運営協議会設置規則の一部改正について |
| 第16号議案 | 第2次臼杵市子ども読書活動推進計画を定めることについて |
| 第17号議案 | 臼杵市スポーツ推進計画を定めることについて |
| 第18号議案 | 臼杵市スポーツ推進計画推進委員会設置要綱の制定について |

4 学力向上について

- ・市内中学校の高校進路状況について

5 教育予算等について

- ・放課後子ども教室・中3生教室の反省会の報告について

6 その他

・

7 閉 会

連絡事項

- (1) 各課からの連絡等
 - (2) 平成28年4月定例教育委員会の開催について
- 平成28年4月 日 時から

平成28年3月

定例教育委員会議案

臼杵市教育委員会

平成28年3月定例教育委員会付議議案 目次

報告第 2号	専決処分の承認を求ることについて……………	1
第 5号議案	平成28年度臼杵市学校教育指導方針を定めることについて……………	2
第 6号議案	平成28年度臼杵市社会教育基本方針を定めることについて……………	3
第 7号議案	教育委員会事務局の人事異動について……………	4
第 8号議案	臼杵市史料調査委員会要綱の廃止について……………	5
第 9号議案	臼杵市教育委員会事務局組織規則の一部改正について……………	6
第10号議案	臼杵市教育長に対する事務委任規則の一部改正について……………	10
第11号議案	臼杵市立学校管理規則の一部改正について……………	11
第12号議案	臼杵市立学校支援センター組織運営規程の一部改正について……………	13
第13号議案	臼杵市立学校職員服務規程の一部改正について……………	14
第14号議案	臼杵市立学校遠距離通学児童生徒通学支援に関する規則の一部改正について……………	15
第15号議案	臼杵市立学校における学校運営協議会設置規則の一部改正について……………	18
第16号議案	第2次臼杵市子ども読書活動推進計画を定めることについて……………	19
第17号議案	臼杵市スポーツ推進計画を定めることについて……………	20
第18号議案	臼杵市スポーツ推進計画推進委員会設置要綱の制定について……………	21

報告第2号

専決処分の承認を求めるについて

教職員（小・中学校）の内申及び臼杵市教育委員会事務局職員の人事異動発令について、下記のとおり専決処分をしたので、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第2条の規定に基づき報告し承認を求める。

平成28年 3月29日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤克己

専決年月日 平成27年12月19日から
平成28年 3月25日まで

専決処分内容 下記のとおり

記

教職員（小・中学校）の内申について
(内申内容別紙)

理由

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第5号に定める県費負担教職員の任免についての内申

第 5 号議案

平成 28 年度臼杵市学校教育指導方針を定めることについて

平成 28 年度臼杵市学校教育指導方針を定めることについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 17 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 号の規定に基づき、議決を求める。

平成 28 年 3 月 29 日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤 克己

理 由

平成 28 年度臼杵市学校教育指導方針を定める必要があるので提出する。

第 6 号議案

平成 28 年度臼杵市社会教育基本方針を定めることについて

平成 28 年度臼杵市社会教育基本方針を定めることについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 17 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 号の規定に基づき、議決を求める。

平成 28 年 3 月 29 日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤 克己

理 由

平成 28 年度臼杵市社会教育基本方針を定める必要があるので提出する。

第 7 号議案

教育委員会事務局の人事異動について

教育委員会事務局の人事異動について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第6号の規定に基づき議決を求める。

平成28年3月29日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤克己

記

教育委員会事務局の人事異動について

平成28年3月31日及び平成28年4月1日付けて人事異動発令を次のように行う。

平成28年3月31日異動

新所属・職階名	氏名	旧所属・職階名

平成28年4月1日異動

別添のとおり

第 8 号議案

臼杵市史料調査委員会要綱の廃止について

臼杵市史料調査委員会要綱の廃止について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき議決を求める。

平成28年 3月29日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤克己

臼杵市教育委員会告示第 号

臼杵市史料調査委員会要綱を廃止する告示

臼杵市史料調査委員会要綱（平成21年臼杵市教育委員会告示第8号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

理 由

平成27年度をもって臼杵市史料調査委員会は目的を終えたので廃止する。

第 9 号議案

臼杵市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

臼杵市教育委員会事務局組織規則の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき議決を求める。

平成28年 3月29日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤克己

臼杵市教育委員会規則第 号

臼杵市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

臼杵市教育委員会事務局組織規則（平成17年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項を削り、同条第4項を同条第3項に、同条第5項の表中「臼杵市民会館、臼杵市歴史資料館」を「臼杵市民会館、臼杵市歴史資料館、臼杵市文化財管理センター」に改め、同項を同条第4項とする。

別表を次のように改める。

課	事務分掌
教育総務課	(1) 教育委員会の企画調整及び広報に関すること。 (2) 教育委員会の予算及び庶務に関すること。 (3) 教育委員会の会議に関すること。 (4) 教育委員会の規則、細則、規程等の制定及び改廃に関すること。 (5) 教育委員会の分掌に係る教育行政に関する相談に関すること。 (6) 都道府県教育委員会その他の教育委員会及び事務局との連絡調整に関すること。 (7) 教育委員会に関する公印に関すること。 (8) 事務局の職員の任免、給与、服務その他人事及び研修に関すること。 (9) 教育関係基金の管理に関すること。

	(10) 公立学校の設置、廃止及び施設設備に関すること。 (11) 寄付受納に関すること。 (12) 表彰及び儀式典礼に関すること。 (13) 公立学校共済組合に関すること。 (14) 白杵市 PTA 連合会及び県費教職員職員団体との連絡調整に関するこ と。 (15) 学校林に関すること。 (16) 幼稚園及び小・中学校の通学区域の設定及び変更に関すること。 (17) スクールバスの運行方針策定に関すること。 (18) 児童・生徒の転出手手続き及び区域外就学に関すること。 (19) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会全般に関すること。
学校教育課	(1) 学校その他の教育機関の職員（県費学校職員を含む。）の任免、給与、 服務その他人事及び研修に関すること。 (2) 学校教育計画についての企画及び立案に関すること。 (3) スクールバスの運行諸務に関すること。 (4) 学校教育の指導及び助言に関すること。 (5) 教職員免許に関すること。 (6) 教育関係の各種補助金及び助成に関すること。 (7) 児童・生徒の就学及び幼稚園の就園に関すること。 (8) 教育に係る調査、統計及び広報に関すること。 (9) 教科用図書及び教科内容に関すること。 (10) 県費学校職員及び児童・生徒の保健衛生に関すること。 (11) 学校体育に関すること。 (12) 人権同和教育の企画及び立案に関すること。 (13) 人権同和教育の研究推進及び指導助言に関すること。 (14) 人権同和教育資料の作成に関すること。 (15) 前各号に掲げるもののほか、学校教育に関すること。
社会教育課	(1) 課内の連絡調整に関すること。 (2) 公民館に関すること。 (3) 社会教育推進の企画及び立案に関すること。 (4) 社会教育に係る調査及び学習情報の提供に関すること。 (5) 社会教育の指導及び助言に関すること。

	(6) 社会教育関係団体の育成に関すること。
	(7) 白杵市PTA連合会との調整に関すること。
	(8) 社会教育団体の各種補助金等に関すること。
	(9) 高齢者教育に関すること。
	(10) 成人教育に関すること。
	(11) 青少年教育に関すること。
	(12) 社会人権同和教育に関すること。(施設を含む。)
	(13) 社会教育委員に関すること。
	(14) 視聴覚教育及び情報提供事業に関すること。
	(15) 社会教育における、市長部局との連携に関すること。
	(16) スポーツに係る企画及び立案に関すること。
	(17) スポーツに係る調査及び情報の提供に関すること。
	(18) スポーツの指導及び助言に関すること。
	(19) 地域スポーツ活動の振興に関すること。
	(20) 各種体育団体の振興及び助成に関すること。
	(21) スポーツ推進委員協議会に関すること。
	(22) 体育施設の整備及び管理に関すること。
	(23) 山内流游泳所に関すること。
	(24) 図書館に関すること。
	(25) 白杵市公会堂の管理運営に関すること。
	(26) 白杵市総合公園の運動施設の管理運営に関すること。
	(27) 野津吉四六ランドの運動広場の管理運営に関すること。
	(28) 白杵市民会館駐車場の管理に関すること。
	(29) 前各号に掲げるもののほか、社会教育に関すること。
文化・文化財課	(1) 文化財調査委員会に関すること。
	(2) 文化財の保存及び保護に関すること。
	(3) 文化財施設に関すること。
	(4) 埋蔵文化財の調査に関すること。
	(5) 文化財の調査、研究及び資料収集に関すること。
	(6) 伝統的建造物群の保存に関すること。
	(7) 古絵図、古文書等の調査、保存に関すること。
	(8) 伝統芸能の保存及び継承に関すること。

	(9) ユネスコに関すること。
	(10) 文化行政の連絡調整に関すること。
	(11) 文化の振興に関すること。
	(12) 文化団体の育成に関すること。
	(13) 白杵市民会館に関すること。
	(14) 白杵市歴史資料館に関すること。
	(15) 前各号に掲げるもののほか、文化財及び文化振興に関すること。
学校給食課	(1) 学校給食における献立の研究及び開発に関すること。
	(2) 学校給食におけるアレルギー対応に関すること。
	(3) 学校給食における広報活動に関すること。
	(4) 食育及び給食畠の推進に関すること。
	(5) 学校給食における労働安全衛生に関すること。
	(6) 学校給食における異物混入対策に関すること。
	(7) 学校給食の調理に関すること。
	(8) 学校給食センターの維持管理及び運営に関すること。
	(9) 学校給食センター運営委員会に関すること。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

理由

平成28年度の教育委員会事務局における組織の見直し及び事務分掌の変更に伴い改正する。

第10号議案

臼杵市教育長に対する事務委任規則の一部改正について

臼杵市教育長に対する事務委任規則の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき議決を求める。

平成28年 3月29日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤克己

臼杵市教育委員会規則第 号

臼杵市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第13号中「、臼杵市史料調査委員会委員」を削る。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

理由

臼杵市史料調査委員会要綱（平成21年教育委員会告示第8号）を廃止することにより改正する。

第11号議案

臼杵市立学校管理規則の一部改正について

臼杵市教育委員会事務局組織規則の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき議決を求める。

平成28年 3月29日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤克己

臼杵市教育委員会規則第 号

臼杵市立学校管理規則の一部を改正する規則

臼杵市立学校管理規則（平成17年教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「使用しようとするときは」の次に「、市内各小・中学校で共通に使用するものを除き」を加える。

第17条第4項中「前条第9項」を「前条第11項」に改める。

第18条第5項及び第19条第4項中「第15条第9項」を「第16条第11項」に改める。

第22条中「毎年4月末日」を「教育委員会が指定する日」に、「ときも、同様」を「ときは、遅滞なく報告するもの」に改める。

第24条第5項中「総務・財務班及び人事給与・学務班」を「総務・財務・学務班及び人事・給与班」に、「主幹」を「主幹（ただし、主幹が在籍しない場合は副主幹）」に改める。

第26条第1項中「校務主事、校務職員、図書司書」を「校務職員、図書館専門員、特別支援教育支援員」に改め、同条第2項中「校務主事及び」を削り、同条第3項中「図書司書」を「図書館専門員」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 特別支援教育支援員は、上司の命に従い、特別に支援を要する児童・生徒の支援に従事する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

理 由

条文の整理等をする必要があるので改正する。

第12号議案

臼杵市立学校支援センター組織運営規程の一部改正について

臼杵市教育委員会事務局組織規則の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき議決を求める。

平成28年 3月29日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤克己

臼杵市教育委員会訓令第 号

臼杵市立学校支援センター組織運営規程の一部を改正する訓令

臼杵市立学校支援センター組織運営規程（平成22年臼杵市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条」を「第24条第7項」に改める。

第2条及び第3条を削り、第4条を第2条とし、第5条から第7条までを2条ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

理 由

条文の整理をする必要があるので改正する。

第13号議案

臼杵市立学校職員服務規程の一部改正について

臼杵市教育委員会事務局組織規則の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき議決を求める。

平成28年 3月29日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤克己

臼杵市教育委員会訓令第 号

臼杵市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

臼杵市立学校職員服務規程（平成17年臼杵市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条」を「第30条」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

理 由

条文の整理をする必要があるので改正する。

第14号議案

臼杵市立学校遠距離通学児童生徒通学支援に関する規則の一部改正について

臼杵市立学校遠距離通学児童生徒通学支援に関する規則の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき議決を求める。

平成28年 3月29日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤克己

臼杵市教育委員会規則第 号

臼杵市立学校遠距離通学児童生徒通学支援に関する規則の一部を改正する規則

臼杵市立学校遠距離通学児童生徒通学支援に関する規則（平成21年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1号を加える。

（4） その他教育長が必要と認める者

第14条中「別記様式」を「様式第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 教育長は、スクールバスの使用を許可したときはスクールバス使用許可通知書（様式第2号）を交付するものとする。

別記様式を次のように改める。

様式第1号（第14条関係）

年　月　日

スクールバス使用許可申請書

（あて先）

臼杵市教育委員会

教育長

許可使用責任者

住所

氏名

印

・行事名：

・目 時： 年 月 日 () ～ () :

・目的 地：

・乗車人数： 人

・希望台数： 台（1台当たり20人乗り（補助席除く））

・運転手： 希望（する・しない）

・運行計画：

行 き		帰 り	
時間	場所	時間	場所

様式第2号（第14条関係）

第 号

平成 年 月 日

様

臼杵市教育委員会

教育長

印

スクールバス使用許可通知書

平成 年 月 日付で申請のありましたスクールバスの使用について下記のとおり許可します。

記

スクールバス（ ）号の使用を許可します。

なお、使用にあたっては運行計画に基づいて安全運転に努めて下さい。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

理由

遠距離を通学する児童生徒の安全を図り、個別の問題に対応する必要があるので改正する。

また、今後スクールバスを活用していくために利用申請書の様式整備をする必要があるので改正する。

第15号議案

臼杵市立学校における学校運営協議会設置規則の一部改正について

臼杵市立学校における学校運営協議会設置規則の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成22年教育委員会規則第8号）第1条第2号の規定に基づき議決を求める。

平成28年 3月29日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤克己

臼杵市教育委員会規則第 号

臼杵市立学校における学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則

臼杵市立学校における学校運営協議会設置規則（平成22年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条から第18条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

理 由

条文の整理等をする必要があるので改正する。

第16号議案

第2次臼杵市子ども読書活動推進計画を定めることについて

第2次臼杵市子ども読書活動推進計画を定めることについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第1号の規定に基づき、議決を求める。

平成28年3月29日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤 克己

理由

第2次臼杵市子ども読書活動推進計画を定める必要があるので提出する。

第17号議案

臼杵市スポーツ推進計画を定めることについて

臼杵市スポーツ推進計画を定めることについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第1号の規定に基づき、議決を求める。

平成28年3月29日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤 克己

理由

臼杵市スポーツ推進計画を定める必要があるので提出する。

第18号議案

臼杵市スポーツ推進計画推進委員会設置要綱の制定について

臼杵市スポーツ推進計画推進委員会設置要綱の制定について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき議決を求める。

平成28年 3月29日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤克己

臼杵市スポーツ推進計画推進委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第2条の基本理念に則り、同法第10条第1項の定めにより策定した、臼杵市スポーツ推進計画（以下「推進計画」という。）に基づきスポーツの推進と推進計画の進行管理を行うため、臼杵市スポーツ推進計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、スポーツ推進のために次の事項を協議する。

- (1) 臼杵市のスポーツ推進に関すること。
- (2) 臼杵市スポーツ推進計画の進行管理に関すること。
- (3) その他目的達成に必要な事項

(委員の構成等)

第3条 推進委員会の委員は、臼杵市スポーツ推進計画策定委員会委員を基本とし、次に掲げる委員を教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 臼杵市体育協会加盟団体代表者
- (2) 臼杵市スポーツ推進委員代表者
- (3) 小中学校等学校関係代表者
- (4) 各種団体等代表者
- (5) 関係行政機関の代表者
- (6) 学識経験者
- (7) その他必要と認められる者

2 委員の任期は、委嘱又は任命する日から2年とする。ただし、任期途中で委員の欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任委員の任期が終了するまでの間とする。
(委員長及び副委員長)

第4条 推進委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は推進委員会を代表し、会務を総理する。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
(会議)

第5条 推進委員会の会議は、必要に応じて教育長が招集し、委員長が議長となる。

2 教育長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(経費)

第6条 推進委員会の運営のための必要な経費は、臼杵市教育委員会の予算から支出する。

(事務局)

第7条 推進委員会の事務局を、臼杵市教育委員会事務局内に置き、庶務を担当する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

理 由

臼杵市におけるスポーツの推進及び臼杵市スポーツ推進計画の進行管理を行うため。

平成28年3月

【定例教育委員会資料編】

平成28年3月定例教育委員会資料編 目次

第 9号議案	臼杵市教育委員会事務局組織規則の一部改正について……………1
第10号議案	臼杵市教育長に対する事務委任規則の一部改正について…………8
第11号議案	臼杵市立学校管理規則の一部改正について……………10
第12号議案	臼杵市立学校支援センター組織運営規程の一部改正について…………14
第13号議案	臼杵市立学校職員服務規程の一部改正について……………16
第14号議案	臼杵市立学校遠距離通学児童生徒通学支援に関する規則の一部改正について……………17
第15号議案	臼杵市立学校における学校運営協議会設置規則の一部改正について……………19

第9号議案資料

白井市教育委員会事務局組織規則（平成17年白井市教育委員会規則第5号）新旧对照表

	現行	改正後（案）								
○白井市教育委員会事務局組織規則 (趣旨)	○白井市教育委員会事務局組織規則 (趣旨)	<p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項の規定により、別に定めるものを除き、白井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に属する事務を処理するため、必要な組織及び専掌事務について定めるものとする。</p> <p>（組織）</p> <p>第2条 白井市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）は、次に掲げる課を置き、課にグループを置くことができる。</p> <p>教育総務課、学校教育課、社会教育課、文化・文化財課、学級給食課</p> <p>2 学校教育課に人権・同種教育にかかる事務を掌理するため人権同種教育室を設置する。</p> <p>3 社会教育課に野球部或にカホー部にかかる事務を掌理するため社会教育課野球部室を設置する。</p> <p>4 文化・文化財課に文化財及び典籍の調査研究をする文化財研究室を設置する。</p> <p>5 その他機関等の所管課は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>機関等</td> <td>所管課</td> </tr> <tr> <td>公民館、図書館</td> <td>社会教育課</td> </tr> <tr> <td>白井市民会館、白井市歴史資料館</td> <td>文化・文化財課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>文化・文化財管理センター</td> </tr> </table>	機関等	所管課	公民館、図書館	社会教育課	白井市民会館、白井市歴史資料館	文化・文化財課		文化・文化財管理センター
機関等	所管課									
公民館、図書館	社会教育課									
白井市民会館、白井市歴史資料館	文化・文化財課									
	文化・文化財管理センター									

別表(第11条關係)

別表 第11条関係	課	事務分掌
教育経務課	(1) 教育委員会の企画調整及び公報に関すること。	事務分掌
	(2) 教育委員会の予算及び庶務に関すること。	
	(3) 教育委員会の会議に關係すること。	
	(4) 教育委員会の規則、細則、規程等の制定及び改善に関すること。	
	(5) 教育委員会の分掌に係る教育行政に関する相談に關係すること。	
	(6) 都道府県教育委員会その他の教育委員会及び事務局との連絡調整に關係すること。	
	(7) 教育委員会に関する公報に関すること。	
	(8) 事務局の職員の任免、給与、賃務その他人事及び財形に關係すること。	
	(9) 教育関係基金の管理に關係すること。	
	(10) 公立学校の設置、廢止及び施設設備に關係すること。	
	(11) 寄付受納に關係すること。	
	(12) 表彰及び褒美式典に關係すること。	
	(13) 公立学校生徒組合に關係すること。	
	(14) _____ 県費教職員職員団体との 調整に關係すること。	

別表(第11条関係)

課	事務が掌 事務課
教育経済課	(1) 教育委員会の企画調整及び公報に關すること。 (2) 教育委員会の予算及び債務に關すること。 (3) 教育委員会の會議に關すること。 (4) 教育委員会の規則、細則、規程等の制定及び改善に關すること。 (5) 教育委員会の分掌に係る教育行政に關する相談に關すること。 (6) 都道府県教育委員会その他の教育委員会及び事務局との連絡調整に關すること。 (7) 教育委員会に関する公報に關すること。 (8) 事務局の職員の任免、給与、賃務その他人事及び財形に關すること。 (9) 教育関係基金の管理に關すること。 (10) 公立学校の設置、廃止及び施設改築に關すること。 (11) 寄付受納に關すること。 (12) 表彰及び懲戒に關すること。 (13) 公立学校における組合に關すること。 (14) 白石市PTA連合会及び県費教員懇親団体との連絡調整に關すること。

	(15) 学校林に關すること。
(16)	前各号に掲げるもののほか、教育委員会全般に關すること。 一
	(15) 学校林に關すること。
	(16) 幼稚園及び小・中学校の通学区域の設定及び変更に關すること。
	(17) スクールバスの運行方針策定に關すること。
	(18) 児童・生徒の車両出入手続き及び区域外就学に關すること。
	(19) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会全般に關すること。
学校教育課	(1) 学校その他の教育従事職員（県費学校職員を含む。）の任免、給与、服務その他人事及び研修に關すること。 (2) 学校教育計画についての企画及び立案に關すること。 (3) 幼稚園及び小・中学校の通学区域の設定及び変更に關すること。 (4) スクールバスの運行に關すること。 (5) 学校教育の指導及び明言に關すること。 (6) 教職員免許に關すること。 (7) 県教育連合会及び県費教職員職員団体との調整に關すること。 (8) 教育関係の各種補助金及び助成に關すること。 (9) 児童・生徒の就学及び幼稚園の就園に關すること。 (10) 教育に係る調査、統計及び公報に關すること。 (11) 教科用図書及び教科内容に關すること。 (12) 県費学校職員及び児童・生徒の保健衛生に關すること。
学校教育課	(1) 学校その他の教育従事職員（県費学校職員を含む。）の任免、給与、服務その他人事及び研修に關すること。 (2) 学校教育計画についての企画及び立案に關すること。 (3) (削除) (4) 学校教育の指導及び明言に關すること。 (5) 教職員免許に關すること。 (6) (削除) (7) 教育関係の各種補助金及び助成に關すること。 (8) 児童・生徒の就学及び幼稚園の就園に關すること。 (9) 教科用図書及び教科内容に關すること。 (10) 県費学校職員及び児童・生徒の保健衛生に關すること。

	(13) 学校体育に関すること。
	(14) 人権司科教育の企画及び立案に關すること。
	(15) 人権司科教育の研究推進及び指導助言に關すること。
	(16) 人権司科教育資料の作成に關すること。
	(17) 前各号に掲げるもののほか、学校教育に關すること。
社会教育課	<p>(1) 課内の連絡調整に關すること。</p> <p>(2) 公民館に關すること。</p> <p>(3) 社会教育推進の企画及び立案に關すること。</p> <p>(4) 社会教育に係る調査及び学習情報の提供に關すること。</p> <p>(5) 社会教育の指導及び助言に關すること。</p> <p>(6) 社会教育開講料の育成に關すること。</p> <p>(7) 白石市PTA連合会との調整に關すること。</p> <p>(8) 社会教育料の各種補助金等に關すること。</p> <p>(9) 高齢者教育に關すること。</p> <p>(10) 成人教育に關すること。</p> <p>(11) 青少年教育に關すること。</p> <p>(12) 社会人権司科教育に關すること。 (施設を含む。)</p> <p>(13) 社会教育委員に關すること。</p>
	(11) 学校体育に關すること。
	(12) 人権司科教育の企画及び立案に關すること。
	(13) 人権司科教育の研究推進及び指導助言に關すること。
	(14) 人権司科教育資料の作成に關すること。
	(15) 前各号に掲げるもののほか、学校教育に關すること。
社会教育課	<p>(1) 課内の連絡調整に關すること。</p> <p>(2) 公民館に關すること。</p> <p>(3) 社会教育推進の企画及び立案に關すること。</p> <p>(4) 社会教育に係る調査及び学習情報の提供に關すること。</p> <p>(5) 社会教育の指導及び助言に關すること。</p> <p>(6) 社会教育開講料の育成に關すること。</p> <p>(7) 白石市PTA連合会との調整に關すること。</p> <p>(8) 社会教育料の各種補助金等に關すること。</p> <p>(9) 高齢者教育に關すること。</p> <p>(10) 成人教育に關すること。</p> <p>(11) 青少年教育に關すること。</p> <p>(12) 社会人権司科教育に關すること。 (施設を含む。)</p> <p>(13) 社会教育委員に關すること。</p>

	(14) 検感覚教育及び情報提供事業に關すること。
	(15) 社会教育における、市長部局との連携に關すること。
	(16) スポーツに係る企画及び立案に關すること。
	(17) スポーツに係る調査及び情報の提供に關すること。
	(18) スポーツの指導及び助言に關すること。
	(19) 地域スポーツ活動の振興に關すること。
	(20) 各種体育団体の振興及び助成に關すること。
	(21) スポーツ推進委員会に關すること。
	(22) 体育施設の整備及び管理に關すること。
	(23) 山内交流施設に關すること。
	(24) 図書館に關すること。
	(25) 白井市公会堂の管理運営に關すること。
	(26) 白井市総合公園の運動施設の管理運営に關すること。
	(27) 野津吉山六ランドの運動広場の管理運営に關すること。
	(28) 白井市民会館駐車場の管理に關すること。
	(29) 前各号に掲げるもののほか、社会教育に關すること。
文化・文化財課	(1) 文化財調査委員会に關すること。 (2) 文化財の保存及び保護に關すること。
	(1) 文化財調査委員会に關すること。 (2) 文化財の保存及び保護に關すること。

		(3) 文化財施設にに関すること。 (4) 埋蔵文化財の調査に関すること。 (5) 文化財の調査、研究及び資料収集に関すること。 (6) 伝統的建造物群の保存に関すること。 (7) 古絵図、古文書等の調査、保存に関すること。 (8) 伝統芸能の保存及び継承に関すること。 (9) ユネスコに関すること。 (10) 文化行政の運営調整に関すること。 (11) 文化的振興に関すること。 (12) 文化刊体の育成に関すること。 (13) 白井市民会館に関すること。 (14) 白井市歴史資料館に関すること。 (15) 前各号に掲げるもののほか、文化財及び文化振興に関すること。
学校給食課	学校給食課	(1) 学校給食における献立の研究及び開発に関すること。 (2) 学校給食におけるアレルギー対応に関すること。 (3) 学校給食における広報活動に関すること。 (4) 食育及び給食の推進に関すること。 (5) 学校給食における労働安全衛生に関すること。

(6) 学校給食における異物混入対策に関すること。	(6) 学校給食における異物混入対策に関すること。
(7) 学校給食の調理に関すること。	(7) 学校給食の調理に関すること。
(8) 学校給食センターの料金管理及び運営に関すること。	(8) 学校給食センターの料金管理及び運営に関すること。
(9) 学校給食センター運営委員会に関すること。	(9) 学校給食センター運営委員会に関すること。

第10号議案資料

	現行	改正後（案）
○白井市教育長に対する事務委任規則	平成17年1月1日 教育委員会規則第6号 (委任事務等)	<p>○白井市教育長に対する事務委任規則</p> <p>平成17年1月1日 教育委員会規則第6号</p> <p>(委任事務等)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づき、白井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 教育行政に関する基本方針を定めること。 (2) 教育委員会に関する規則及び訓令の制定又は改廃に関すること。 (3) 学校その他の教育機関の設置及び整備に関すること。 (4) 学校その他の教育機関の敷地の選定又は変更に関すること。 (5) 県費負担教職員の任免及び懲戒並びに分限の内申を決定すること。 (6) 教育委員会事務局その他の教育機関の職員の任免その他の進退に関すること。 (7) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。 (8) 教科用図書の採扱に関すること。 (9) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について市長に意見を申し述べること。 <ol style="list-style-type: none"> (10) 1件500万円を超える教育財産の取得を申し出ること。 (11) 1件の予定価格が1,000万円以上の工事の計画を策定すること。 (12) 文化財の指定及び解消すること。 (13) 図書館協議会委員を任命し、スポーツ推進委員、社会教育委員、公民館運

	<p>當審議会委員、文化財調査委員、白杓磨崖仏管理委員、白杓磨崖仏保存整備委員会委員、國宝白杓磨崖仏保存修理委員会委員、白杓市近世絵図保存修理委員会委員、<u>白杓市史料調査委員及び白杓市内キリシタン遺跡調査指導委員会委員を嘱託すること。</u></p> <p>(14) 教育委員会表彰者を決定すること。</p> <p>(15) 請願、譲公又は重要な陳情の処理をすること。</p> <p>(16) 前各号に掲げるもののほか、教育長において特に重要と認められる事項</p> <p>2 教育長は、前項にて委任された事務又は斟酌等代理した事務の管理及び執行の状況について教育委員から求めがかった場合には、教育委員会に報告しなければならない。</p>
--	---

	<p>當審議会委員、文化財調査委員、白杓磨崖仏管理委員、白杓城跡保存整備委員会委員、國宝白杓磨崖仏保存修理委員会委員、白杓市近世絵図保存修理委員会委員、<u>白杓市内キリシタン遺跡調査指導委員会委員を嘱託すること。</u></p> <p>(14) 教育委員会表彰者を決定すること。</p> <p>(15) 請願、譲公又は重要な陳情の処理をすること。</p> <p>(16) 前各号に掲げるもののほか、教育長において特に重要と認められる事項</p> <p>2 教育長は、前項にて委任された事務又は斟酌等代理した事務の管理及び執行の状況について教育委員から求めがかった場合には、教育委員会に報告しなければならぬ。</p>
--	--

第 1 号議案資料

現行	改正後 (案)
<p>○白石市立学校管理条例規則</p> <p>(教科書及び教材)</p> <p>第8条 学校は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第34条第1項(法第49条の規定により準用する場合を含む。)に規定する教科用図書(以下「教科書」という。)で、教育委員会が採択したものを使用しなければならない。</p> <p>2 学校は、教科書以外の図書その他の教材(以下「教材」という。)であつて、有益適切であると認められるものを使用することができます。</p> <p>3 学校は、教材の選定に当たつては、児童等の保護者の経済的負担の軽減について特に考慮しなければならない。</p> <p>4 校長は、教科書の発行されていない教科等の主たる教材として、教科書以外の図書を教科書に準じて使用しようとするときは、 _____あらかじめ準教科書の使用について(様式第1号)により教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>5 校長は、学年又は学級若しくは特定の集団の全員に、補充教材として前項に定める図書以外の図書及び練習帳等を継続的に使用させようとするときは、あらかじめ教科書以外の図書の使用について(様式第2号)により教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>6 前項の届出は、使用10日前までに校長が行うものとする。</p> <p>(生活指導主任)</p> <p>第17条 小学校に生活指導主任を置く。ただし、生活指導主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くとき、その他特別の事情があるときは、これを置かないことがで きる。</p>	<p>○白石市立学校管理条例規則</p> <p>(教科書及び教材)</p> <p>第8条 学校は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第34条第1項(法第49条の規定により準用する場合を含む。)に規定する教科用図書(以下「教科書」という。)で、教育委員会が採択したものを使用しなければならない。</p> <p>2 学校は、教科書以外の図書その他の教材(以下「教材」という。)であつて、有益適切であると認められるものを使用することができます。</p> <p>3 学校は、教材の選定に当たつては、児童等の保護者の経済的負担の軽減について特に考慮しなければならない。</p> <p>4 校長は、教科書の発行されていない教科等の主たる教材として、教科書以外の図書を教科書に準じて使用しようとするときは、 <u>市内各小・中学校で共通に使用するもの</u>を除き、あらかじめ準教科書の使用について(様式第1号)により教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>5 校長は、学年又は学級若しくは特定の集団の全員に、補充教材として前項に定める図書以外の図書及び練習帳等を継続的に使用させようとするときは、あらかじめ教科書以外の図書の使用について(様式第2号)により教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>6 前項の届出は、使用10日前までに校長が行うものとする。</p> <p>(生活指導主任)</p> <p>第17条 小学校に生活指導主任を置く。ただし、生活指導主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くとき、その他特別の事情があるときは、これを置かないことがで きる。</p>

2 生活指導主任は、指導教諭又は教諭をもつてこれに充てる。	2 生活指導主任は、指導教諭又は教諭をもつてこれに充てる。	3 生活指導主任は、校長の監督を受け、生活指導専門の立案その他の生活指導に関する事項について、連絡調整及び指導、助言に当たる。	3 生活指導主任は、校長の監督を受け、生活指導専門の立案その他の生活指導に関する事項について、連絡調整及び指導、助言に当たる。
4 生活指導主任の発令については、前条第9項の規定を準用する。	4 生活指導主任の発令については、前条第11項の規定を準用する。	(生活指導主任等)	(生活指導主任等)
第18条 中学校に生徒指導主事及び進路指導主事を置く。ただし、生徒指導主事及び進路指導主事の担当する主事教諭を置くとき、その他特別の事情があるときは、生徒指導主事及び進路指導主事を置かないことができる。	第18条 中学校に生徒指導主事及び進路指導主事を置く。ただし、生徒指導主事及び進路指導主事の担当する校務を整理する主事教諭を置くとき、その他特別の事情があるときは、生徒指導主事及び進路指導主事を置かないことができる。	2 生徒指導主事及び進路指導主事は、指導教諭又は教諭をもつてこれに充てる。	2 生徒指導主事及び進路指導主事は、指導教諭又は教諭をもつてこれに充てる。
3 生徒指導主任は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。	3 生徒指導主任は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。	3 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。	3 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
4 進路指導主任は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。	4 進路指導主任は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。	4 進路指導主任は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。	4 進路指導主任は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
5 生徒指導主任及び進路指導主任の発令については、第15条第9項の規定を準用する。	5 生徒指導主任及び進路指導主任の発令については、第16条第11項の規定を準用する。	(分校主任)	(分校主任)
第19条 分校における分校主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。	第19条 分校における分校主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。	2 分校主任は、当該分校の教諭をもつてこれに充てる。	2 分校主任は、当該分校の教諭をもつてこれに充てる。
3 分校主任は、校長の監督を受けて、分校に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。	3 分校主任は、校長の監督を受けて、分校に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。	3 分校主任は、校長の監督を受けて、分校に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。	3 分校主任は、校長の監督を受けて、分校に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
4 分校主任の発令については、第15条第9項の規定を準用する。	4 分校主任の発令については、第16条第11項の規定を準用する。	(その他の主任等)	(その他の主任等)
第20条 学校においては、この規則に規定するもののほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。	第20条 学校においては、この規則に規定するもののほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。		

2 前項の主任等は、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

(主任等の任期)

第21条 第16条から前条までに規定する主任等の任期は、1年とする。ただし、年度の途中に命ぜられた者の任期は、当該年度の残りの期間とする。

2 第16条から前条までに規定する主任等は、再任されることができる。

(任務の分掌)

第22条 校長は、学級担任及び学科担任並びにその他の校務の分掌を命じ、毎年4月末までに教育委員会に報告するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(事務職員)

第23条 学校に必要に応じて、学校支援センター所長（以下「所長」という。）、主幹、副主任、主査、主任及び仕事を置く。

2 前項の職員は、事務職員をもつてこれに充てる。

3 事務職員は、別表第1の職務内容を校長の監督を受け事務をつかさどる。ただし、第24条第2項に掲載される事務職員の業務内容について別別に定める。

(学校支援センター)

第24条 小学校及び中学校の自律的な学校経営を支援し、もつて学校における教育の充実を図るため、白桁市立学校支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。

2 支援センターの名称及び拠点校（位置）は、次のとおりとする。

支援センターの名称	拠点校（位置）
白桁市立白桁学校支援センター	白桁市大字白桁71-18番地 白桁市立東中学校内
白桁市立野津学校支援センター	白桁市野津町大字野津7166番地

2 前項の主任等は、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

(主任等の任期)

第21条 第16条から前条までに規定する主任等の任期は、1年とする。ただし、年度の途中に命ぜられた者の任期は、当該年度の残りの期間とする。

2 第16条から前条までに規定する主任等は、再任されることができる。

(任務の分掌)

第22条 校長は、学級担任及び学科担任並びにその他の校務の分掌を命じ、教育委員会が指定する日までに教育委員会に報告するものとする。これを変更したときも、遅滞なく報告するものとする。

(事務職員)

第23条 学校に必要に応じて、学校支援センター所長（以下「所長」という。）、主幹、副主任、主査、主任及び仕事を置く。

2 前項の職員は、事務職員をもつてこれに充てる。

3 事務職員は、別表第1の職務内容を校長の監督を受け事務をつかさどる。ただし、第24条第2項に掲載される事務職員の業務内容について別別に定める。

(学校支援センター)

第24条 小学校及び中学校の自律的な学校経営を支援し、もつて学校における教育の充実を図るため、白桁市立学校支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。

2 支援センターの名称及び拠点校（位置）は、次のとおりとする。

支援センターの名称	拠点校（位置）
白桁市立白桁学校支援センター	白桁市大字白桁71-18番地 白桁市立東中学校内
白桁市立野津学校支援センター	白桁市野津町大字野津7166番地

<p>白石市立鶴神中学校内</p> <p>3 支援センターが管轄する連携校は、別表第2のとおりとする。</p> <p>4 支援センターに事務の総括・調整をするため、所長を置く。所長は、校長の監督を受け、支援センターの事務をつかさどる。</p> <p>5 支援センターに<u>総務・財務班及び人事給与・学務班</u>を置き、班を総括するため班括を置く。<u>班総括</u>前条第1項ご規定する主幹_____のうちから教育長が指定する。</p> <p>6 支援センターは、別表第3の業務を行う。</p> <p>7 支援センターの組織及び運営に関する必要な事項は、教育長が別途ご定める。</p>	<p>3 支援センターが管轄する連携校は、別表第2のとおりとする。</p> <p>4 支援センターに事務の総括・調整をするため、所長を置く。所長は、校長の監督を受け、支援センターの事務をつかさどる。</p> <p>5 支援センターに<u>総務・財務班及び人事給与・学務班</u>を置き、班を総括するため班括を置く。<u>班総括</u>前条第1項ご規定する主幹(ただし、主幹が<u>班籍しない</u>ばあい、<u>副主幹</u>)の中から教育長が指定する。</p> <p>6 支援センターは、別表第3の業務を行う。</p> <p>7 支援センターの組織及び運営に関する必要な事項は、教育長が別途ご定める。</p>	<p>(校務職員等)</p> <p>第26条 学校に必要ご応じて、<u>校務主事</u>、<u>校務職員</u>、<u>図書司書</u>及び<u>給食事務職員</u>を置く。</p> <p>2 <u>校務主事及び校務職員</u>は、上司の命ご従い、学校の環境の整備その他の用務に従事する。</p> <p>3 <u>図書司書</u>は、上司の命ご従い、学校図書に関する用務に従事する。</p> <p>4 <u>特別支援教育支援員</u>は、上司の命ご従い、特別に支援を要する児童・生徒の支援に従事する。</p> <p>5 給食事務職員は、上司の命ご従い、給食に関する用務に従事する。</p>
--	---	--

第12号議案資料

白井市立学校支援センター組織運営規程（平成22年白井市教育委員会訓令第5号）新旧对照表

	現行	改正後（案）
○白井市立学校支援センター組織運営規程 平成22年3月29日 教育委員会訓令第5号 改正 平成26年2月26日教委訓令第2号 (趣旨)	○白井市立学校支援センター組織運営規程 平成22年3月29日 教育委員会訓令第5号 改正 平成26年2月26日教委訓令第2号 (趣旨)	第1条 この規程は、白井市立学校管理規則（平成17年白井市教育委員会規則第18号。以下「規則」という。） <u>第24条第7項</u> の規定に基づき、白井市立学校支援センター（以下「支援センター」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。
（組織及び職員の構成）		（組織及び職員の構成）
第2条 支援センターは規則別表第2に掲げる拠点校に置き、連携校及び拠点校（以下「連携校等」という。）における事務を集中的に処理する。	（組織及び職員の構成）	第2条 支援センターは、当該支援センター拠点校に籍を置く事務職員をもつて構成する。
2 支援センターは、支援センターに支援センター所長（以下「所長」という。）を置く。		3 支援センターに支援センター所長（以下「所長」という。）を置く。
3 支援センターに所長の事務を補佐するために班級会を置く。班級会は主任主査の中から教育長が指定する。		4 支援センターに所長の事務を補佐するために班級会を置く。班級会は主任主査の中から教育長が指定する。
（業務内容）		（業務内容）
第3条 支援センターは、別表に掲げる業務を行う。		第3条 支援センター職員の業務については、白井市立学校職員服務規程によるものとする。
（業務）		（業務）
第4条 支援センター職員の業務については、白井市立学校職員服務規程によるものとする。		2 支援センター職員は、守秘義務を遵守するとともに、支援センターにおける公文書及び個人情報の適切な取り扱いに努めなければならない。
2 支援センター職員は、守秘義務を遵守するとともに、支援センターにおける公文書及び個人情報の適切な取り扱いに努めなければならない。		1/2

<p>(職責及び職務担当制)</p> <p>第5条 所長は、校長の命を受け、支援センター業務をつかさどり、所屬職員を指揮監督する。</p> <p>2 班総括は、支援センター業務を整理し、班の事務又は担当の事務を総括する。また、必要に応じて所長を代理する。</p> <p>3 前各号に定める職員以外の職員は、上司の命を受け、担当の事務を処理する。</p> <p>(所長の専決事項)</p> <p>第6条 所長の専決事項は次のとおりとする。</p> <p>(1) 支援センター職員の旅行命令及び各種休暇の承認に関すること。</p> <p>(2) 支援センター予算の20万円未満の支出に係る支出負担行為及び支出命令に関すること。</p> <p>(3) 支援センターの1万円未満の物品の処分に関すること。</p> <p>(4) 連携交等の県費負担職員の扶養手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当の認定及び随時承認に関すること。</p> <p>(その他)</p>	<p>第3条 所長は、校長の命を受け、支援センター業務をつかさどり、所屬職員を指揮監督する。</p> <p>2 班総括は、支援センター業務を整理し、班の事務又は担当の事務を総括する。また、必要に応じて所長を代理する。</p> <p>3 前各号に定める職員以外の職員は、上司の命を受け、担当の事務を処理する。</p> <p>(所長の専決事項)</p> <p>第4条 所長の専決事項は次のとおりとする。</p> <p>(1) 支援センター職員の旅行命令及び各種休暇の承認に関すること。</p> <p>(2) 支援センター予算の20万円未満の支出に係る支出負担行為及び支出命令に関すること。</p> <p>(3) 支援センターの1万円未満の物品の処分に関すること。</p> <p>(4) 連携交等の県費負担職員の扶養手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当の認定及び随時承認に関すること。</p> <p>第5条 この規程に定めるものほか、支援センター業務の運営について必要な事項は教育長が別途に定める。</p>
--	--

第13号議案資料

白井市立学校職員服務規程（平成17年白井市教育委員会訓令第5号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○白井市立学校職員服務規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、白井市立学校管理規則（平成17年白井市教育委員会訓令第18号） <u>第28条</u> の規定に基づき、白井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する学校の職員の服務に關し、別に定めのあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。	○白井市立学校職員服務規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、白井市立学校管理規則（平成17年白井市教育委員会規則第18号） <u>第30条</u> の規定に基づき、白井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する学校の職員の服務に關し、別に定めのあるものと除くほか、必要な事項を定めるものとする。

第14回議案資料

現行	改正後（案）
<p>○白井市立学校避難通学児童生徒通学支援に関する規則（平成21年白井市教育委員会規則第8号）新旧対照表</p> <p>第3章 白井市スクールバス事業 (スクールバス事業の対象者)</p> <p>第6条 教育委員会は、通学支援児童等のうち、次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者（以下「スクールバス事業対象児童等」という。）に対し、スクールバス事業による支援を行うものとする。</p> <p>(1) 通学支援児童等のうち次に掲げる生徒 旧宮本中学校及び旧深谷中学校の校区内に居住する生徒並びに豊津中学校校区に居住し北中学校へ通学する生徒のうち自己都合によらないもの</p> <p>(2) 通学支援児童等のうち次に掲げる児童 旧宮本小学校、旧上北小学校、旧上北小学校交番谷分校、旧深谷小学校、旧上浦小学校、旧中田井小学校、旧南津津小学校出羽分校、旧西神野小学校、旧戸上小学校、旧都松小学校及び旧田野小学校の校区内に居住する児童</p> <p>(3) 通学支援児童等のほか当分の間対象とする者 第2条第2項及び第5項に規定する児童のほか、野津小学校校区のうち白井市行徳地区に居住する規程（平成17年白井市告示第104号）第2条別表第2に規定する小郡の丘に居住する児童及び旧戸上小学校区、旧都松小学校区、旧田野小学校区、旧野津小学校出羽分校区及び小郡の丘に居住する幼稚園児（以下「通学支援園児」という。）</p>	<p>○白井市立学校避難通学児童生徒通学支援に関する規則</p> <p>第3章 白井市スクールバス事業 (スクールバス事業の対象者)</p> <p>第6条 教育委員会は、通学支援児童等のうち、次の各号に定める区分に応じ、それ respective 当該各号に定める者（以下「スクールバス事業対象児童等」という。）に対し、スクールバス事業による支援を行うものとする。</p> <p>(1) 通学支援児童等のうち次に掲げる生徒 旧宮本中学校及び旧深谷中学校の校区内に居住する生徒並びに豊津中学校校区に居住し北中学校へ通学する生徒のうち自己都合によらないもの</p> <p>(2) 通学支援児童等のうち次に掲げる児童 旧宮本小学校、旧上北小学校、旧上北小学校交番谷分校、旧深谷小学校、旧上浦小学校、旧中田井小学校、旧南津津小学校出羽分校、旧西神野小学校、旧戸上小学校、旧都松小学校及び旧田野小学校の校区内に居住する児童</p> <p>(3) 通学支援児童等のほか当分の間対象とする者 第2条第2項及び第5項に規定する児童のほか、野津小学校校区のうち白井市行徳地区に居住する規程（平成17年白井市告示第104号）第2条別表第2に規定する小郡の丘に居住する児童及び旧戸上小学校区、旧都松小学校区、旧田野小学校区、旧野津小学校出羽分校区及び小郡の丘に居住する幼稚園児（以下「通学支援園児」という。）</p> <p>(4) その他教育長が必要と認める者 (運行管理)</p> <p>第7条 スクールバス事業によるスクールバス（以下「スクールバス」という。）の運行管理は、教育委員会が行う。</p> <p>2 スクールバスの運行管理者（以下「管理者」という。）は教育長とする。</p>

3 管理者は、安全な運行管理を行うため、学校教育課長を運行責任者として指名する。	3 管理者は、安全な運行管理を行うため、学校教育課長を運行責任者として指名する。	
4 運行責任者は、スクールバス事業対象児童等が在籍する学校（以下「対象校」といいう。）の校長と協議し、毎年度運行管理計画を定めるとともに、運転者に対し、スクールバスの保管及び整備を徹底させ、運行日誌等の確認を行わなければならない。	4 運行責任者は、スクールバス事業対象児童等が在籍する学校（以下「対象校」といいう。）の校長と協議し、毎年度運行管理計画を定めるとともに、運転者に対し、スクールバスの保管及び整備を徹底させ、運行日誌等の確認を行わなければならない。	
5 運行責任者は、通常支援児が乗車する場合には、補助員を乗車させることができること。	5 運行責任者は、通常支援児が乗車する場合には、補助員を乗車させることができること。	

(使用許可)

第14条 前条の場合にあってスクールバスを使用しようとする者（以下「許可使用者」）は、スクールバス使用許可申請書（別記様式、以下「申請書」といいう。）を使用日の15日前までに教育委員会に提出し、教育長の許可を受けなければならない。

2 教育長は、スクールバスの使用を許可したときはスクールバス使用許可通知書（様式第2号）を交付するものとする。
様式第1号（第14条関係）
様式第2号（第14条関係）

〔略〕

第15号議案資料

現行	改正後（案）
○白井市立学校における学校運営協議会設置規則 平成22年3月29日 教育委員会規則第8号 改正 平成24年2月28日教委規則第3号 (削除)	○白井市立学校における学校運営協議会設置規則 平成22年3月29日 教育委員会規則第8号 改正 平成24年2月28日教委規則第3号 (削除)
第9条 委員の報酬は、原則として無償とする。 (会長及び副会長)	第9条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。ただし、当該指定校の校長及び教職員は、会長となることができない。 2 会長が会議を招集し、議事を掌る。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。ただし、当該指定校の校長及び教職員は、会長となることができない。 2 会長が会議を招集し、議事を掌る。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)	第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、校長と協議の上、会長が招集し議事を掌る。 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。 3 会議の議事は、出席委員の3分の2以上で決する。 4 校長は会議に出席し、学校運営に関する必要な報告、又は説明を行うものとする。 5 校長は、必要に応じて会議に職員を出席させることができることとする。 (運営)
第11条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、校長と協議の上、会長が招集し議事を掌る。 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。 3 会議の議事は、出席委員の3分の2以上で決する。 4 校長は会議に出席し、学校運営に関する必要な報告、又は説明を行うものとする。 5 校長は、必要に応じて会議に職員を出席させることができる。 (運営)	第11条 協議会は、設置校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

<p>(指導及び助言)</p> <p>第13条 教育委員会は、協議会の運営状況について的確に把握し、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。</p> <p>(協議会への情報の提供及び説明)</p> <p>第14条 設置校の校長及び教育委員会は、協議会が適切な活動ができるよう必要な情報の提供及び説明に努めるものとする。</p>	<p>(指定の取消し)</p> <p>第15条 校長は、第13条の規定による指導及び助言に務めたにもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、教育委員会に対して、指定の取り消しを申し出ることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第4条第1項に規定する基本方針について協議会の承認を受けることができないとき。 (2) 設置校の運営に現る著しい支障が生じ、若しくは生じるおそれがあると認められるとき。 <p>(委員の解任)</p> <p>第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるとときは、これを解任することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 委員から辞任の申し出があつたとき。 (2) 第8条に規定する義務に違反したとき。 (3) 委員が病気等の理由で職務を遂行することができないとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、解任に相当する事由があると認められるとき。 <p>2 設置校の校長は、委員が前項各号のいずれかにて該当すると認めると認めると認められるとときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(解任)</p> <p>第17条 協議会の庶務は、設置校において処理する。</p>
-----20-----	

<p>(委任)</p> <p>第18条 この規則に定めるものほか、必要な事項は、教育長が別途に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成24年2月28日教委規則第3号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>様式 略</p>	<p>(委任)</p> <p>第17条 この規則に定めるものほか、必要な事項は、教育長が別途に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成24年2月28日教委規則第3号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>様式 略</p>
---	---

平成28年度　社会教育基本方針（案）

臼杵市教育委員会

【教育委員会の方針】

～市民力を活かした、開かれた教育委員会をめざして～

学校、地域、行政が連携して、将来の臼杵を担う人材を育成していくための基盤づくりを図る。その基盤を活用し、そして未来へつなぐ

【社会教育課の方針】

～協育ネットワークづくりの推進による“臼杵っこ”の育成～

学校、家庭、地域、行政が連携して、将来の臼杵を担う子どもを、臼杵市民みんなで見守り、育てるしくみづくりを行う。大人も子どもから元気をもらい、自らも学び、生きがいづくりにつながる双方向の関係づくりを行う。

《社会教育・社会体育の方針》

1. 「協育」コーディネーターを核とした学校、家庭、地域、行政との連携
2. 家庭教育支援（親育ち支援）の充実
3. 社会体験を通じて意欲とコミュニケーション力のある「臼杵っこ」の育成
4. 健康や体力づくりのための「1人1スポーツ」の推進
(臼杵市スポーツ推進計画の推進)

《公民館の方針》

1. 社会教育・生涯学習の拠点として、地域住民が集う場の環境整備
2. 市民の健康づくり・コミュニケーションづくりを目的とした公民館教室の開催
3. 公民館を拠点とした人権・同和教育の推進

《社会人権・同和教育の方針》

1. 社会人権・同和教育による差別をしない、差別をさせない人材の育成
2. 戸室台集会所（拠点）の整備・充実
3. 市教委人権同和教育室（学校教育課内）や市同和人権対策課臼杵市人権・同和教育研究会（市同研）等との連携及び関係者の資質向上

《図書館の方針》

～「本が大好き」「臼杵大好き」「臼杵っこ」を育てよう～
上記将来像実現をめざした第2次臼杵市子ども読書活動推進計画
(うすき読書のまちづくりプラン) の推進を図ります。

1. 「読書のまちづくりステーション」である図書館の機能充実による市民総ぐるみの読書活動の推進
2. 子どもの「生きる力」を育むための読書習慣の定着への取組
3. 臼杵の特性や風土、文化や歴史、臼杵の先人・偉人を活かした読書活動の推進・支援による郷土愛の育成への取組

各方針に基づく重点目標及び具体策

《社会教育・社会体育の方針》

1. 「協育」コーディネーターを核とした学校、家庭、地域、行政との連携
2. 家庭教育支援（親育ち支援）の充実
3. 社会体験を通じて意欲とコミュニケーション力のある「臼杵っこ」の育成
4. 健康や体力づくりのための「1人1スポーツ」の推進
(臼杵市スポーツ推進計画の推進)

<社会教育の重点目標>

- ① 協育コーディネーターを活用した臼杵っこの育成
- ② 家庭教育学級等による親力向上

<重点目標の具体策>

- ①. 協育コーディネーターを活用した臼杵っこの育成
 - ・協育コーディネーターを活用した学校・家庭・地域・行政をつなぐ仕組みづくり
(学校・地域)
 - ・放課後子ども教室の実施による小学校・退職校長会等との連携及び地域人材の発掘・活用
(児童クラブとの連携含む)

- ・中学3年生教室の実施による中学校・退職校長会等との連携及び地域人材の発掘・活用
- ・学校の要望に応じた講師等の派遣
- ・地域人材の発掘・まなびりすと登録及び活用・活動実績PR
(家庭)
- ・放課後子ども教室や中学3年生教室をきっかけとした家庭との連携
- ・協育コーディネーターの定期的な研修及び活動内容の充実
- ・社会体験・自然体験を実施する子どものまなびの場づくり

②. 家庭教育学級等による親力向上

- ・乳幼児期家庭教育学級の実施
- ・PTAと連携した学童思春期の家庭教育学級の実施
- ・親子のふれあい・コミュニケーションを促進する教室
(ベビーとママの体操教室、幼児とママの体操教室、自主サークル活動等)
の実施
- ・保育園や幼稚園との連携及び親育ちへの支援
- ・臼杵市PTA連合会や子育て総合支援センター(ちあぽーと)との連携

<社会体育の重点目標>

① 市民1人1スポーツの推進

② 競技スポーツを通じた人材育成

<重点目標の具体策>

① 市民1人1スポーツの推進

- ・臼杵市スポーツ推進計画の実行
- ・保険健康課・高齢者支援課等との連携による健康づくり・介護予防のための体操・ストレッチ・ウォーキングの推進
- ・各地域振興協議会との連携によるウォーキング教室の開催及び地域ウォーキングコースの整理・設定、マップ作り
- ・軽スポーツである囲碁ボールの競技人口増加への取組

② 競技スポーツを通じた人材育成

- ・スポーツ推進員の資質の向上
- ・競技スポーツ推進のための研修及び活躍者への助成金等の支援

《公民館の方針》

1. 社会教育・生涯学習の拠点として、地域住民が集う場の環境整備
2. 市民の健康づくり・コミュニケーションづくりを目的とした公民館教室の開催
3. 公民館を拠点とした人権・同和教育の推進

<公民館の重点目標>

- ① 中央公民館の有効活用及び住民ニーズに合った学級・講座の開設
- ② 地区公民館の有効活用及び住民ニーズに合った学級・講座の開設
- ③ 公民館の管理・運営
- ④ 人権学習会の開催

<重点目標の具体策>

- ① 中央公民館の有効活用及び住民ニーズに合った学級・講座の開設
 - ・公民館だより・H Pでの情報発信
 - ・住民のニーズにあった講座の開催
 - ・公民館教室生の地域貢献の推進（まなびりすとへの登録及び活動推進）
 - ・臼杵市中央公民館の公民館まつりの開催
 - ・野津地区中公民館の文化祭の開催
- ② 地区公民館の有効活用及び住民ニーズに合った学級・講座の開設
 - ・各地区公民館との連携及び地区公民館の適切な管理運営への助言
 - ・地区住民のニーズにあった講座の開催への助言・支援
 - ・公民館職員の資質の向上及び地区公民館を連携する研修会の開催
- ③ 公民館の管理・運営
 - ・臼杵市中央公民館の大規模改修
 - ・今後の改修計画の策定
- ④ 人権学習会の開催
→社会人権・同和教育事業として掲載

《社会人権・同和教育の方針》

1. 社会人権・同和教育による差別をしない、差別をさせない人材の育成
2. 戸室台集会所（拠点）の整備・充実
3. 市教委人権同和教育室（学校教育課内）や市同和人権対策課・白井市人権・同和教育研究会（市同研）等との連携及び関係者の資質向上

＜社会人権・同和教育の重点目標＞

- ① 公民館を拠点とした学習・啓発活動の充実
- ② 社会人権・同和教育講師派遣の充実
による協育ネットワーク推進
- ③ 戸室台集会所を拠点とした人材の育成

<重点目標の具体策>

- ① 公民館を拠点とした学習・啓発活動の充実
 - ・中央公民館（野津・臼杵）における人権に関する連続講座の実施
(臼杵市人権文化セミナー・野津人権学習講座)
 - ・社会教育事業（地区公民館事業含む）で行う各教室・講座の中で同和問題を中心とする人権8課題に対応した学習会を必須課題として取り入れる
 - ・人権コーナーを設置し、人権関係の書籍やチラシを通しての啓発活動
- ② 社会人権・同和教育講師派遣の充実による協育ネットワークの推進
 - ・学校・PTAをはじめとする各種団体の要望に応じた学習相談や学習会講師の派遣
 - ・地域振興協議会・自治会に対する学習会実施への啓発
 - ・人権・同和教育の充実により、学校・家庭・地域を結ぶ協育ネットワークの推進へ寄与
- ③ 戸室台集会所を拠点とした人材の育成
 - ・戸室台集会所を拠点とした「戸室台解放学習会」の定期的な開催
 - ・情報交換やお互いの資質向上を目的とした各種研修会や学習会による、市教委人権同和教育室（学校教育課内）や市同和人権対策課、臼杵市人権・同和教育研究会（市同研）などとの連携強化
 - ・差別の歴史や現実を学ぶ戸室台集会所周辺のフィールドワークの受入れ
 - ・体験や学習による差別をしない、差別をさせない人材の育成
 - ・集会所内の掲示物や資料の充実による利用者に対する人権啓発

《図書館の方針》

～「本が大好き」「臼杵大好き」“臼杵っこ”を育てよう～

上記将来像実現をめざした第2次臼杵市子ども読書活動推進計画
(うすき読書のまちづくりプラン) の推進を図ります。

1. 「読書のまちづくりステーション」である図書館の機能充実による市民総ぐるみの読書活動の推進
2. 子どもの「生きる力」を育むための読書習慣の定着への取組
3. 臼杵の特性や風土、文化や歴史、臼杵の先人・偉人を活かした読書活動の推進・支援による郷土愛の育成への取組

<図書館の重点目標>

- ① 読書のまちづくりステーションの機能充実
- ② 読書活動推進のための啓発・広報活動の充実
- ③ 学校図書館・県立図書館等との連携強化

<重点目標の具体策>

① 読書のまちづくりステーションの機能充実

- ・「読書のまちづくりステーション」の拠点である臼杵市立図書館における市民サービスや資料提供の充実（蔵書の種類と冊数の充実含む）
- ・協育コーディネーターを活用し、市立図書館と学校（図書館専門員）との連携
- ・読み聞かせ講習の開催・充実
- ・読書感想文コンクールなどの開催
- ・よみきかせボランティアの育成や各活動団体の情報交換等の活動支援

② 読書活動推進のための啓発・広報活動の充実

- ・ライフステージ等に応じた「お勧め本」の推進など読書啓発を図るため、ケーブルテレビや市報、図書館だよりの発行、HPの充実
- ・地区連絡事務所や地域振興協議会の拠点への移動文庫や学校への移動図書の実施
- ・子どもにバス利用券を発行し子どもの図書利用を促進する
- ・幼稚園や保育園と連携した子ども図書館の利用促進及び読書習慣定着への取組
- ・公民館やちあぽーとの施設内に読書コーナーを整備

③ 学校図書館・県立図書館等との連携強化

- ・学校図書館専門員と市立図書館の職員の定期的な研修会の実施
- ・県立図書館や県内公立図書館等との連携やネットサービスの充実

◎ 平成28年度
臼杵市教育委員会
社会教育課
主な事業一覧(案)

日本の心が息づくまち ～「おだやかさ」と「たくましさ」を未来へつなぐ～

学校・家庭・地域・行政が一体となってすすめる『3つのきょう育』

平成28年度教育委員会の方針～市民力を活かした、開かれた教育委員会をめざして～
学校、地域、行政が連携して、将来の臼杵を担う人材を育成していくための基盤づくりを図る
その基盤を活用し、そして未来へつなぐ。

社会教育課の方針 ~協育ネットワークづくりの推進による“臼杵っこ”の育成~

学校、家庭、地域、行政が連携して、将来の臼杵を担う子どもを、臼杵市民みんなで見守り、育てるしくみづくりを行う。大人も子どもから元気をもらい、自らも学び、生きがいづくりにつながる双方向の関係づくりを行う。

親育ち・家庭教育の推進

学校と地域、家庭の連携の推進

スポーツで健康づくり体づくり (環境の充実)

読書のまちづくり
(読書のまちづくりステーションの機能強化)

生涯を通じた学びの推進

人権意識の高揚 同和問題に対する正しい理解

高齢期	教 取組み	○地域の宝として子どもを育てるための活動の推進 ○読書活動の推進 読み聞かせ活動の支援 ※本を楽しむ ○まなびリスト登録及びまなびリスト登録者活用 ○各地区高齢者学習会 ○亀城学園(1年…教養課程、2年…文化課程、3年…生活課程、4年…福祉課程) ○亀城大学・海辺亀城大学・上北亀城大学・下ノ江ふれあい学園(自主運営)・白寿大学 ○亀城文化祭(各学園、各大学の合同文化祭) ○亀城クラブ活動 ○白寿大学クラブ活動	○一人1スポーツの推進(健康づくり・介護予防) ○軽スポーツ(囲碁ボーラー等)・ウォーキングのすすめ ○ストレッチ・体操・ウォーキング教室 ○地域総合型スポーツクラブ育成支援 ○体育協会の事業(市民体育大会) ○スポーツ推進委員協議会事業の推進 ○オリエンテーリング協会事業の推進
-----	----------	---	--

取組み	○一人1スポーツの推進(健康づくり・介護予防)
	○軽スポーツ(囲碁・ボーリング等)・ウォーキングのすすめ
	○ストレッチ・体操・ウォーキング教室
	○地域総合型スポーツクラブ育成支援
	○体育協会の事業(市民体育大会)
	○スポーツ推進委員協議会事業の推進
	○オリエンテーリング協会事業の推進

○地域の宝として子どもを育てるための活動の推進
○読書活動の推進 読み聞かせ活動の支援
○まなびリスト登録及びまなびリスト登録者活用
○公民館教室(家庭菜園・料理・書道・英語・中国語 他)
○公民館まつり(活動成果の発表及び地域への貢献活動)
○各地区婦人学級 ○社会教育団体活動の推進・育成

取組み

- 人権文化セミナー(小中学校PTA、市民対象)
- 野津人権学習講座(小中学校PTA、市民対象)
- 人権同和問題講演会、人権問題講演会(市民対象)
- 各団体・学校・職場での研修(講師派遣)
- 戸室台解放学習会
- フェスタ・ザ・じんけん(市民対象)

○一人1スポーツの推進(健康づくり・地域づくり)
○軽スポーツ(囲碁ボーラー等)・ウォーキングのすすめ
○ストレッチ・ヨガ・体操・ウォーキング教室
○山内流游泳所
○地域総合型スポーツクラブ支援
○体育協会の事業(さくらマラソン大会・ウォーキング大会・市民体育大会・県民体育大会・県内一周駅伝大会・ナイターソフトボール大会・おはよう野球大会)
○スポーツ推進委員協議会事業の推進
○オリエンテーリング協会事業の推進
○競技スポーツ選手育成及び指導者研修等
（生きがいづくり）

取り組み	<ul style="list-style-type: none">○地域の宝として子どもを育てるための活動の推進（地域振興協議会との連携）○保育所・幼稚園・学校・家庭・行政の連携（子育て総合支援センターとの連携含む）○家庭教育学級（PTAとの連携）の開催・家庭教育のすすめ○まなびリスト登録及びまなびリスト登録者活用○PTA活動への支援（講師派遣含む）○キッズ体操教室	<ul style="list-style-type: none">○親子読書活動の推進○読み聞かせ活動の支援※本と親しむ
------	--	---

取組み	○一人1スポーツの推進
	○親子でウォーキング・親子レク・親子体操のすすめ
	○競技スポーツ選手育成
	○学校体育の充実
	○臼杵っこ土曜教室(体験教室)「にこにこ体操クラブ」
	○地域連携事業

取組み	○放課後子ども教室（対象：小学校）	○中3生放課後教室・中3生夏休み教室・土曜教室・冬休み教室
	○臼杵っこ土曜教室（体験教室）	「うすき塾」「英語で学ぼう」「のつ子チャレンジクラブ」「子ども囲碁教室」「パソコン教室」
	○ハロウィン	○もみじスケッチ大会
	○紙漉き教室	
	○ジュニアリーダークラブ（中学生、高校生対象）	○成人式（実行委員会）
	○読み聞かせボランティア活動支援「よむよむの会」・「ぴよぴよの会のつ」・「おはなしたまてばこ」	
	○読み聞かせボランティア活動支援「よむよむの会」・「ぴよぴよの会のつ」・「おはなしたまてばこ」	
	○読書感想文書き方教室	
	○読書感想文コンクール（青少年～高齢者対象）	○野上弥生子を読む会
	○各地区青少年健全育成行事支援（三世代交流事業など）	※読書習慣の定着

○一人1スポーツの推進
○スポーツ少年団事業
　・育成事業　　・駅伝大会　　・体力測定
○山内流游泳所・学校での実技教室実施
○地域総合型スポーツクラブ育成支援
○スポーツ推進委員協議会事業の推進
○体育協会の事業の推進
　・さくらマラソン大会 他
○オリエンテーリング協会事業の推進
○競技スポーツ選手育成

取組み	○乳幼児家庭教育学級「にじっ子」(乳幼児とその保護者を対象)	○幼児とママの体操教室
	○乳幼児家庭教育学級「skip」(乳幼児とその保護者を対象)	○ベビーとママの体操教室
	○乳幼児期のママ友自主活動の支援	
	○読み聞かせ教室「よむよむの会」・「ぴよぴよの会のつ」・「おはなしたまてばこ」・秋まつり	
	○幼稚園・保育所等の連携(学習内容・講師派遣・家庭教育のすすめ・読みきかせの推進等)	
	○臼杵市子ども・子育て総合支援センター「ちあぽーと」との連携	※絵本と出会う

- 地域のウォーキングコースの設定・マップづくり
- 諏訪山体育館改修計画(調査含む)

地域振興協議会
臼杵市体育協会
臼杵市スポーツ推進委員協議会
スポーツ推進審議会
臼杵市スポーツ少年団
臼杵市人権・同和教育研究会
臼杵市人権・同和教育啓発推進協議会
臼杵市PTA連合会
臼杵市小・中学校・高等学校
退職校長会（教職経験者）

放課後児童クラブ・保育所（園）
うすき読書のまちづくり推進委員会
臼杵市野津連合婦人会
臼杵市女性団体連絡会
臼杵市生活学校
臼杵市子ども会育成会連絡協議会
臼杵市ジュニアリーダークラブ
臼杵市青少年健全育成連絡協議会
臼杵市文化連盟
臼杵市ボランティア連絡協議会

臼杵の自然や文化・歴史、地域の人材・団体等を活用し、3つのきょう育を推進し生涯に渡る“学び”を実現します

第7号議案（詳細）

〈退職者名簿〉

平成28年3月31日

氏名	旧所属・職階名	
小坂 一弘	学校教育課長 兼人権同和教育室長	退職
白根 和孝	社会教育振興監兼社会教育課野津分室長 兼野津中央公民館長	退職
高畠 重子	社会教育課野津分室 室長代理	退職
植田 元子	野津幼稚園 教頭	退職

〈異動名簿〉

平成28年4月1日

【課長級】

新所属・職階名	氏名	旧所属・職階名	
学校教育課長	山田 晃世	北中学校	
兼人権同和教育室長		教頭	
社会教育課長 (困難課長)	齋藤 隆生	学校給食課長兼臼杵学校給食センター所長 兼野津学校給食センター所長	異動 昇格
学校給食課長兼臼杵学校給食センター所長 兼野津学校給食センター所長	姫野 敬一	市民部税務課 総括課長代理	異動 昇任
市民部市民課長 (困難課長)	矢野 晃	社会教育課長	異動 制度変更

【総括課長代理】

新所属・職階名	氏名	旧所属・職階名	
地域振興部農林振興課 総括課長代理	佐藤 忠久	教育総務課総括課長代理 部企画調整担当	異動

【課長代理】

新所属・職階名	氏名	旧所属・職階名	
教育総務課課長代理 部企画調整担当	荻野 健	教育総務課 副主幹	昇格
野津幼稚園 教頭(課長代理級)	柳井 ひとみ	野津幼稚園 主幹	昇任
社会教育課 課長代理	東 正吾	市民部税務課 主幹	異動 昇任
社会教育課 課長代理	高田 教一	農業委員会事務局 次長	異動
地域振興部市民生活推進課 課長代理	上田 和実	社会教育課 課長代理	異動

【主幹級】

新所属・職階名	氏名	旧所属・職階名	
市民部環境課清掃センター 主幹	武野 功	社会教育課 主幹	異動

【副主幹】

新所属・職階名	氏 名	旧所属・職階名	
教育総務課 副主幹	桑原 昇造	総務部財政企画課 副主幹	異動
社会教育課 副主幹	広瀬 貴行	福祉保健部福祉課副主幹 併市福祉事務所福祉課副主幹	異動
文化・文化財課 副主幹	東 貴則	臼津広域連合事務局 副主幹	異動
文化・文化財課文化財研究室 副主幹	岡村 一幸	文化・文化財課文化財研究室 主査	昇任
総務部市長室 副主幹	宇都宮 律子	教育総務課 副主幹	異動
市民部市民課 副主幹	花崎 成巳	文化・文化財課 副主幹	異動

【主査】

新所属・職階名	氏 名	旧所属・職階名	
教育総務課 主査(困難主査)	原 純子	教育総務課 主任	昇格 制度変更
教育総務課付	古家 佳代	学校給食課 主査	異動
社会教育課図書館 主査	嶺 周作	総務部総務課 主任	異動 制度変更
学校給食課 主査	垂山 恵美	学校給食課 主事	昇格 制度変更
市民部税務課 主査(困難主査)	伊藤 良子	社会教育課図書館 主査	異動 制度変更

【主任級】

新所属・職階名	氏 名	旧所属・職階名	
社会教育課 主任	橋 俊吾	社会教育課 主事補	昇格 制度変更

【主事級】

新所属・職階名	氏 名	旧所属・職階名	
教育総務課 主事	姫野 まりな		新採用

【制度変更】

新所属・職階名	氏 名	旧所属・職階名	
教育総務課 主事	大竹 海里	教育総務課 主事補	制度変更
学校教育課 主査(困難主査)	宮崎 景子	学校教育課 主査	制度変更
学校教育課 主査	岡村 崇	学校教育課 主任	制度変更
学校教育課 主事	足立 卓也	学校教育課 主事補	制度変更
文化・文化財課長 (困難課長)	川野 義明	文化・文化財課長	制度変更
文化・文化財課長 主任	安藤 美聰	文化・文化財課 主事	制度変更
学校給食課 主査(困難主査)	首藤 憲三	学校給食課 主査	制度変更
学校給食課 主査(困難主査)	平川 美佳	学校給食課 主査	制度変更
学校給食課 主査(困難主査)	尾本 正美	学校給食課 主査	制度変更
臼杵幼稚園 園長(課長代理級)	安東 律子	臼杵幼稚園 園長	制度変更